

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 8 月

コーポレート



弁護士 [伊藤 広樹](#)
弁護士 [唐澤 新](#)
弁護士 [坂東 大聖](#)

第1 はじめに

2025 年 6 月に開催された株主総会（2025 年 6 月総会）では、有価証券報告書の総会前開示に関連する対応や株主提案の動向等、注目すべきトピックが数多く見られました。本稿では、2025 年 6 月総会の概況を振り返りつつ、特に重要度が高いと考えられるトピックをご紹介します。

第2 2025 年 6 月総会の概況

1 出席株主数、所要時間、質問者数

2025 年 6 月総会における 1 社あたりの平均出席株主数は 72.2 人、平均所要時間は 50 分、平均質問者数は 3.4 人であり、前年から大きな変化は見られませんでした。出席株主数については「10 人以上 30 人未満」の会社が最も多く、所要時間については「30 分以上 1 時間未満」の会社が最も多く見られました。また、質問者数については、時価総額が大きい会社や株主数の多い会社において質問者数が多くなる傾向が見られました¹。

2 バーチャル株主総会

2025 年 6 月総会において、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施した会社は 355

¹ 以上につき、「株主総会概況－2025 年 6 月総会 2277 社－」資料版商事法務 496 号（2025）38 頁以下。

社、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を実施した会社は 13 社、バーチャルオンリー株主総会を実施した会社は 16 社であり²、バーチャル株主総会の実施率に前年から大きな変化は見られませんでした。

3 障害者差別解消法への対応

2024 年 4 月 1 日に施行された改正障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）では、障害のある人に対する「合理的な配慮」の提供を行うことが義務化され、また、「合理的な配慮」の提供を的確に行うための「環境の整備」を行うことが努力義務とされました。これを受け、2025 年 6 月総会では、株主総会の運営における「合理的な配慮」の提供や「環境の整備」を検討した会社が多く見られました。

2025 年 6 月総会は、改正障害者差別解消法の施行後 2 年目の株主総会となりましたが、日経 500 採用銘柄 380 社のうち、障害者差別解消法への対応について招集通知に記載した会社は 129 社（33.9%）であり、具体的な対応を招集通知にまで記載する会社は、それほど多くは見られませんでした。具体的な招集通知の記載としては、会場スタッフへの声掛けを依頼する事例、車椅子スペースの設置や介助者等の入場を認める旨を案内する事例、字幕を会社が用意している旨を案内する事例等があり³、前年から大きな変化は見られませんでした。

第3 トピック① 有価証券報告書の総会前開示

金融庁は、2025 年 3 月 28 日付で、全上場会社に対し、金融担当大臣の名で「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」と題する要請（以下「本金融庁要請」といいます。）を行いました⁴。本金融庁要請は、有価証券報告書には投資家の意思決定に有用な情報が豊富に含まれており、本来的には、有価証券報告書の提出は株主総会の 3 週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられることに言及した上で、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することを検討するよう呼び掛けを行ったものです。

2025 年 6 月総会は、3 月決算の上場会社にとって、本金融庁要請後初めて開催される定時株主総会となりましたが、2025 年 6 月総会において、有価証券報告書を株主総会の前日までに開示した会社は 1,317 社（全体の 57.9%）となり、前年の 42 社と比較して大幅に増加しました。また、開示時期としては、株主総会の前日に開示を行った会社が最も多く、847 社見られました⁵。各社が本金融庁要請を踏まえて有価証券報告書の開示スケジュールを前倒ししたことは明らかといえますが、株主からは、前日の開示では有価証券報告書を十分に読み込むことができ

² 椎名洋平＝帯津竜汰「速報版 2025 年 6 月総会のトピックス」資料版商事法務 496 号（2025 年）8 頁。

³ 前掲注 2）10 頁。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

⁵ 以上につき、前掲注 2）10 頁。

ないとの指摘もあるところです。2026 年の株主総会において、早期開示実施社数及び開示時期のいずれの点についてもさらにその傾向が強まるかは、各社の動向に注目する必要があります。

また、2025 年 6 月総会では、本金融庁要請に関連し、株式会社アドバンテスト（東証プライム市場上場）及び株式会社ソラコム（東証グロース市場上場）の 2 社が、議決権基準日を決算日（3 月 31 日）よりも後倒しする定款変更を行いました⁶。いずれの会社も、かかる定款変更により、来年以降の定時株主総会においては、有価証券報告書を開示するタイミングは従来どおり（6 月中）としつつ、定時株主総会の開催日を 7 月以降に後倒しすることで、有価証券報告書の開示を、本金融庁要請において「最も望ましい」とされる株主総会の 3 週間以上前に行うことが可能となります。また、いわゆる「EDINET 特例」⁷を活用することで、有価証券報告書と電子提供措置事項である事業報告等を一体の書類として作成・開示する、いわゆる「一体開示」を行うことも可能となります。

上記のとおり、本金融庁要請に対する対応として、大半の会社は、定時株主総会の開催時期を従来どおりとしつつ、有価証券報告書の開示のタイミングを早める対応を採用する中で、上記 2 社は、来年以降の定時株主総会において、有価証券報告書の開示時期ではなく定時株主総会の開催時期を変更するという異なるアプローチを採用したものとと言えます。かかるアプローチは、有価証券報告書の作成スケジュール、ひいては、決算スケジュールへの影響が限定的である点ではメリットがあると言えますが、他方で、いずれも 7 月～8 月上旬が想定される第 1 四半期の開示業務と定時株主総会の準備業務の時期が重複することや、（議決権基準日と期末配当の基準日を統一しない場合には）株主名簿の確定に係るコストが増加すること等により、一定の負担が生じ得るとも言えますので、これらの負担等も踏まえ、同様のアプローチを採用する会社が今後どの程度増えるかという点が注目に値します。

第 4 トピック② 株主提案の動向

2025 年 6 月総会において株主提案がなされた会社は 113 社、議案数は 398 件（このうち、機関投資家等による株主提案がなされた会社は 52 社、議案数は 137 件）となり、社数・議案数ともに過去最多を更新しました。また、株主提案が承認可決された会社は 7 社となり、こちらも過去最多を更新しています⁸。

⁶ 株式会社アドバンテストは議決権基準日を 5 月 15 日に、株式会社ソラコムは議決権基準日を 4 月 30 日にそれぞれ変更しています。なお、株式会社ソラコムは、議決権基準日だけでなく期末配当の基準日も 4 月 30 日に変更しています。

⁷ 株主総会の電子提供措置開始日（定時株主総会の日）の 3 週間前（の日）までに、電子提供措置事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除きます。）を記載した有価証券報告書を EDINET により提出する場合には、当該事項に係る情報について電子提供措置をとることを要しないとする特例を意味します（会社法 325 条の 3 第 3 項）。

⁸ 以上につき、前掲注 2）8 頁。

株主提案が可決された事例の中でも、アクティビストがその幹部 1 名を社外取締役として派遣することに成功した事例⁹や、大株主 2 名の株主提案によって取締役候補者 8 名の選任が承認可決され、反対に会社提案の取締役候補者 5 名の選任が否決されたことで現経営陣が総退陣することとなった事例¹⁰は特徴的です。これらの株主提案は、いずれも提案株主が会社の株式を相当程度買い集めた上で行われたものであり、会社側で株主提案に対する説得的な反駁やキャンペーン活動等を行ったとしても、株主提案を否決に持ち込むことが困難であったと推察されます。

また、代表取締役社長の解任を内容とする株主提案は否決されたものの、会社提案である代表取締役社長の再任議案も否決され、これにより代表取締役社長が取締役として再任されず退任した事例も見られました¹¹。かかる事例では、大株主である事業会社が会社提案に反対したことが決め手となり、会社提案の代表取締役社長の再任議案の可決に至らなかったものと推察されます。

これらの事例を踏まえると、（特に自社がアクティビティストの投資先となっている場合には、）アクティビティストによる「有事化」を避けるための具体的な打ち手を予め検討しておくことや、平時において株主とのコミュニケーションを密に計り、会社の方針や考えを株主によく理解してもらうことが重要であると考えられます。

第5 おわりに

2025 年 6 月総会は、基本的な状況については前年から大きな変化はなかったものの、有価証券報告書の総会前開示や株主提案等について、特徴的な事例・傾向が見られました。

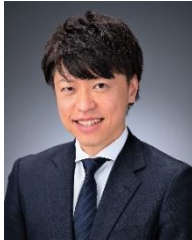
これらの事例・傾向も踏まえつつ、今後の実務動向も注視しながら、来年の株主総会シーズンに向けた準備を進めることが有益でしょう。

⁹ 株式会社ホギメディカル（提案株主：Nippon Active Value Fund plc）

¹⁰ 東京コスモス電機株式会社（提案株主：成成株式会社、Global ESG Strategy）

¹¹ 太陽ホールディングス株式会社（提案株主：OASIS JAPAN STRATEGIC FUND Y LTD.）

【執筆者】



伊藤 広樹（弁護士）
E-mail: hito@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2007 年弁護士登録。
主に M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。近時は、株主提案・同意なき買収への対応等にも注力している。近著は、『企業防衛実務 - 企業価値向上への道標』（共編著 商事法務 2024 年）、「＜視点＞非公開化取引における一般株主の利益保護と納得感」（資料版商事法務 496 号）他。



唐澤 新（弁護士・ニューヨーク州弁護士）
E-mail: akarasawa@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録
シカゴ大学ロースクール（LLM）修了、2021 年ニューヨーク州弁護士登録
事業会社・ファンドによる国内外の M&A 案件及び独占禁止法に関する案件（国内外の調査対応・企業結合審査対応）を専門とする。また、株主代表訴訟、責任追及訴訟、D&O 保険等役員責任に関する案件も多数取り扱う。



坂東 大聖（弁護士）
E-mail: taisei.bando@iwatagodo.com

慶應義塾大学卒業、2020 年弁護士登録。
会社法・金融商品取引法等のコーポレート分野に関する法的助言や M&A 取引を中心に扱うほか、アクティビスト対応・経営支配権争奪を含む有事局面の株主総会支援を得意とする。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。